百十九	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項に規定する特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第百二十一条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十二条で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号による障害を支給事由とする給付の支給事務であって第百二十一条で定めるもの	
百二十	厚生労働大臣	社会福祉法及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）による介護福祉士の登録に関する事務であって第百二十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十三条で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号による障害を支給事由とする給付の支給事務であって第百二十一条で定めるもの	
百二十一	厚生労働大臣	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による臨床工学技士の免許に関する事務であって第百二十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十四条で定めるもの		
百二十二	厚生労働大臣	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による義肢装具士の免許に関する事務であって第百二十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十五条で定めるもの		
百二十三	厚生労働大臣	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であって第百二十五条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百二十六条で定めるもの	障害者関係情報であって第百二十六条で定めるもの	都道府県知事
					戸籍関係情報であって第百二十六条で定めるもの	法務大臣
					地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの	市町村長
					医療保険給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
百二十四	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって第百二十六条で定めるもの	障害者関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、児童福祉法による障害児入所給付費若しくは特定障害児入所医療費の支給若しくは母子及	
百二十五	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給事務であって第百二十七条で定めるもの				

	都道府県知事等	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
定めるもの	二十七条で定める特別児童扶養手当関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、児童福祉法による障害児入所給付費、自立支援給付情報、精神保健及び精神障害者福祉法による入院措置に関する情報、生活保護法による保護に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭自立支援給付金事業、寡婦日常生活支援事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金事業、寡婦自立支援給付金事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭高等職業訓練促進給付金事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦日常生活支援事業、寡婦自立支援給付金事業、寡婦自立支援教育訓練給付金事業、寡婦高等職業訓練促進給付金事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金事業、寡婦自立支援給付金事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭高等職業訓練促進給付金事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦日常生活支援